2　連結法人の各連結事業年度の国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算上当該連結事業年度の益金の額又は損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、連結法人の国外事業所等を通じて行う事業につき、連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算に関する法人税に関する法令の規定に準じて計算した場合に益金の額となる金額又は損金の額となる金額とする。

3　連結法人の連結事業年度の期間を第百四十一条の三第一項（国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算）の事業年度として同条第三項から第八項まで及び第百四十一条の四から第百四十一条の七まで（国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により当該事業年度の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額を計算するものとした場合に益金の額となる金額又は損金の額となる金額は、当該連結事業年度の国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

4　前項の規定により連結法人の当該連結事業年度の国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入する金額を計算する場合には、次に定めるところによる。

一　第百四十一条の三第八項及び第百四十一条の四第十項（国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子）の規定により確定申告書に添付すべき書類は、連結確定申告書に添付するものとする。

二　第百四十一条の四第五項の規定により行うべき納税地の所轄税務署長に対する届出書の提出は、連結親法人が各連結法人について当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に対して行うものとする。

三　連結法人についての第百四十一条の四第四項及び第五項に規定する提出期限は、法第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書の提出期限（法第八十一条の二十第一項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に規定する期間について同項各号に掲げる事項を記載した連結中間申告書を提出する場合には、その連結中間申告書の提出期限）とする。

（その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算）

第百五十五条の二十七の四　第百五十五条の二十七の二第二号（連結国外所得金額）に掲げる国外源泉所得に係る連結所得の金額は、同号に掲げる国外源泉所得に係る所得のみについて各連結事業年度の連結所得の金額に相当する金額とする。

2　第百四十一条の八第二項から第四項まで（その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算）の規定は、前項の規定により連結法人の当該連結事業年度の第百五十五条の二十七の二第二号に掲げる国外源泉所得に係る連結所得の金額を計算する場合について準用する。この場合において、第百四十一条の八第四項中「第六十九条第一項から第三項まで（外国税額の控除）」とあるのは「第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）」と、「確定申告書」とあるのは「連結確定申告書」と読み替えるものとする。

第百五十五条の二十八第一項中「第六十八条の九第十一項（連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額）、同法」を「、同法」に改め、「係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）」の下に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第百十条（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五第五項（情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この項において「平成二十七年改正法」という。）附則第八十四条第四項（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十七年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九第十一項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（平成二十七年改正法附則第百十六条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第三項中「とは、」の下に「法第八十一条の三第一項（法第六十四条の四の規定により個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限る。）及び第八十一条の九並びに租税特別措置法第六十八条の六十二の二並びに第六十八条の百五の二及び第六十八条の百五の三の規定を適用しないで計算した場合の」を加える。

第百五十五条の三十一中「第九条の七第六項」を「第九条の七第七項」に、「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の七第八項」に改める。

第百五十五条の三十四第八項中「第九条の七第八項」を「第九条の七第九項」に、「同条第九項各号若しくは第十項各号」を「同条第十項各号若しくは第十一項各号」に、「同条第十四項」に、「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第十項」に、「第四十八条の十三第十項各号若しくは第十一項各号」を「第四十八条の十三第十二項各号若しくは第十二項各号」に、「第四十八条の十三第十四項」を「第四十八条の十三第十五項」に、「第九条の七第九項各号若しくは第十項各号」を「第九条の七第十項各号若しくは第十一項各号」に改める。

第百五十五条の四十三第二項第四号中「に掲げる金額にあつては、法第八十一条の三第一項（法第三十八条第一項（法人税額等の損金不算入）に係る部分に限る。）の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されない法人税の額及び地方法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）の額」を削り、「法第二十六条第二項」を「同条第二項」に改める。

第百五十五条の四十七中「並びに第百五十五条の二十七の二第二項及び第三項（連結国外所得金額の計算）」を「、第百五十五条の二十七の三第四項第一号（国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算）並びに第百五十五条の二十七の四第二項（その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算）」に改める。